○防衛省告示第二百十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月二十四日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、四八〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二八度一五分一五秒
東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒
東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒
東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒
東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機五機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十七号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月二十四日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒
東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度四八分一三秒
東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度五九分五一秒
東経一三二度二分一三秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒
東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒
東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒
東経一三三度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒
東経一三三度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒
東経一三三度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒
東経一三三度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒
東経一三三度三七分五一秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月二十四日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒
東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三二度四七分一二秒
東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒
東経一二八度四五分五二秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十九号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月二十四日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒
東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒
東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒
東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒
東経一三〇度一二分三七秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月二十四日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒、東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を前記中心点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒
東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒
東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒
東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒
東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒
東経一二七度二五分三五秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月二十四日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒
東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒
東経一二七度三四分五三秒